第３節　生活場面に応じた施策の推進方向

１　生活場面「地域やまちで暮らす」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

**＜めざすべき姿＞**

**障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている**

＜現状の評価と課題＞

　　障がい者が社会で安心して生活し、地域共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるよう支援していくことが重要です。そのためには、入所施設・精神科病院からグループホーム等の地域へ生活の場を移していく地域移行に取り組んでいきます。

　　しかしながら、「8050問題」「親亡き後」が深刻化する中、依然として入所施設や精神科病院には多くの障がい者が入所・入院しているなど、地域移行の難しい実態が明らかになりつつあり、地域移行と併せて、グループホーム等の地域の生活の場の機能を入所施設・精神科病院の機能にまで高めていくとともに、入所施設・精神科病院を地域に向けて開放していくことも求められています。

今後は、入所施設と地域との関係、入所施設の機能など、地域における入所施設のあり方について議論を深め、より具体的な取組みを進めていきます。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

〇　入所施設等から地域生活への移行については、入所者が重度化・高齢化していることから、市町村が基幹相談支援センターに配置されている地域体制整備コーディネーターとともに入所施設と連携し、障がい者やその家族、施設・事業所職員等の地域生活への意識啓発に取り組めるよう働きかけるとともに、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。具体的には、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助などの活用も含めた重度化・高齢化に対応したグループホームの拡充や重度障がい者等が安心して生活できるグループホームの整備促進に取り組みます。

〇　精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、精神科病院等による努力だけでは限界があることから、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の地域移行に関する理解促進を支援します。また、病院等のケースワーカー・看護師等と連携の下、地域移行の可能性がある患者を把握し、対象となる患者や家族等への個別支援も行いつつ、市町村につなぐ役割を担うとともに、退院後の生活を見据えた地域の体制づくりを働きかけていくことにより、精神障がい者の地域生活への移行を進めます。

○　また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を大阪府・保健所圏域・市町村に設置し、三者の課題共有と連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、退院促進に向けた要因分析や個別事例での退院後の支援策の検討などを進めていきます。

〇　また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難だと感じている入所施設の職員も多いことから、市町村との連携の下、重度障がい者が暮らすグループホーム等の見学や、相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じて、地域移行へ向けた意識向上・理解促進を図っていきます。

〇　さらに、入所施設や精神科病院への入所・入院期間が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなり、障がい者自身も地域移行へ消極的になる傾向が見受けられます。早期からの地域移行を意識した支援に取り組んでいくとともに、障がい者が地域での生活をイメージできるよう、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の一つである体験の場・機会の確保など基盤整備が進むよう働きかけていきます。

〇　福祉型障がい児入所施設においては、原則として満18歳をもって退所する必要があることから、成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援が行われるよう、市町村と連携し、障がい者施策への円滑な移行に向けた取組みを進めます。

〇　できる限り自分たちで障がいのある子を支えたいと思う親などの家族にとっては、支援が困難になったときに入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多いことから、重度化しても可能な限りグループホーム等地域での生活が維持できるように、地域での支援体制の充実や支援者のスキルアップ、施設・事業所へのバックアップにも取り組んでいきます。

（２）入所施設の今後の機能のあり方

〇　国の障がい福祉計画に係る基本指針においても、施設入所者数の削減目標が掲げられる一方、障がい者を支援する親の高齢化や当事者の重度化に伴って、入所施設の利用ニーズが高まっています。

〇　また、施設への入所待機者が増加する中、強度行動障がいや精神障がいなどを理由に、地域での生活が困難となった障がい者の短期入所の継続的使用も大きな課題となっています。

〇　さらに、強度行動障がいなどにより地域での生活が困難とされている障がい者の地域移行については、きめ細かなアセスメントにより本人の特性を理解した支援を行うとともに、特性と環境との関係の分析を行い、グループホームや自宅などの地域サイドでの環境調整を図るというアプローチが有効です。

〇　「障がい者が自ら希望する暮らし」を選択するという理念の下、入所者数削減や地域移行数増加だけではなく、交流の場としての地域住民への開放や職員向け研修の充実等による施設のサービスの質の向上やグループホーム等の機能強化や訪問看護などの医療・介護サービスも利用した自宅での生活環境の整備を図りつつ、障がい者の状態像や生活環境の変化に適切に対応できる住まいの確保に努めていきます。

〇　今後、入所施設の機能・役割を整理・検討した上で、支援を必要とする人が必要なサービスにつながるよう市町村とともに取り組んでいきます。

（３）地域で暮らし続ける

〇　地域における障がい者の住まいの確保において、グループホームなどの建設に地域住民が反対する、いわゆる「施設コンフリクト」や、不動産事業者・家主等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられます。知的障がい者や精神障がい者向けのグループホーム等の円滑な設置など、障がい者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、取組みの充実に努めていきます。

〇　しかしながら、地域移行に向けた住まいの確保が難航するケースも少なくありません。そのため、行政と不動産事業者等が連携するとともに、、居住支援の一環として福祉サービス事業者と家主等とが協力するなど、障がい者の住まいの確保に向けた取組み等を進めていく必要があります。

〇　施設入所者の重度化・高齢化により、地域の受け皿となるグループホームが確保できずに、地域移行に支障が生じるケースもあります。公営住宅なども有効に活用し、重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進に取り組んでいきます。

〇　重度化・高齢化や障がい種別・特性に対応した支援など事業所のサービスの質の向上を目的とした研修等の充実を図るとともに、障がい者の地域生活を支える家族のレスパイトを実現する観点から、必要に応じて施設等の短期利用の整備促進に向けた環境づくりに努めていきます。

〇　罪を犯した障がい者への理解は十分ではなく、地域に戻り社会参加するにも受け皿は乏しく、司法と福祉の連携も十分でない現状があるため、今後、地域生活定着支援センターとの連携を強化して、適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていきます。

〇　また、地域生活支援拠点等の整備を促進し、好事例の横展開等により機能の充実を図ります。なお、障がい者支援施設を地域生活支援拠点等とする際には、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保や地域の障がい者等に対する支援など地域に開かれた施設とすることが求められています。

〇　自立支援協議会においては、居住支援協議会、高次脳機能障がい支援拠点等関係機関との連携の下、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の充実・実効性の確保等を図るとともに、基盤整備や人材育成やネットワークの構築支援を通じて大阪府全体の支援力の底上げを図っていきます。

〇　さらに、地域における発達障がい者等の課題に関する情報共有を図るとともに、発達障がい児者支援体制整備検討部会において、発達障がい者支援センターの活動状況や府の支援策を評価した上で、発達障がい者地域支援マネジャーの活用などにより重層的な支援体制の構築を図るなど、発達障がい児者のニーズに即した支援施策に取り組みます。

〇　支援のコーディネート役として重要な役割が期待されている相談支援事業所については、業務量の増加と人員不足により、現行の報酬制度では運営を維持していくことが困難な状況が見受けられることから、相談支援事業所の運営の安定化に向けた支援に取り組みます。

〇　サービス等利用計画の作成にあたって、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性や一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行った上で、支給決定に先立ち作成する体制を確保するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認し、必要に応じて見直さなければならないため、相談支援専門員の質と量の確保、アセスメント・モニタリングの質を向上させるための研修の拡充に取り組むとともに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に関する市町村に対する働きかけ、主任相談支援専門員の計画的な養成に努めていきます。

○　相談支援体制について、それぞれの地域における相談支援事業所の計画相談支援・地域相談支援、市町村の一般的な相談支援、基幹相談支援センターの総合的・専門的な相談支援などの相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、困難事例等における専門的な指導・助言及び人材育成の更なる強化・充実など相談支援体制の再構築を検討していきます。

〇　相談支援専門員に加え、グループホームの世話人や訪問看護師、行動援護・移動支援のヘルパーなどの障がい児者の地域生活を支える重要な機能である障がい福祉サービス事業所等の人材確保に向けた取組みも重要です。職員が研修等を受講する際の事業所に対する負担軽減措置、多職種連携の推進や従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上のための専門的な研修等を実施していく必要があります。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の提供も拡大していきます。

（４）まちで快適に生活できる

〇　鉄道駅におけるホームからの転落事故は後を絶たず、ホーム柵の設置促進や無人駅への対応の他、公園や宿泊施設等におけるバリアフリー化と障がい者が利用しやすい設備の確保など、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備を進めます。

〇　また、平成30年の大阪北部地震をはじめ、全国的にも課題となっている大規模災害発生時を想定した避難所の機能確保、バリアフリー化を推進し、災害発生時の障がい者の情報保障や安全確保のための取組みが必要です。

施設入所者の地域移行

大阪府では、平成20年３月に地域移行についての基本的な考え方や支援方法を示した大阪府地域移行推進指針が策定されました。

入所施設に地域移行のためのコーディネーターを配置し、地域移行が可能な施設入所者から順次、地域移行を進めるとともに、地域移行支援センター事業や単独の加算、公営住宅の斡旋などにより、地域移行の受け皿となるグループホームの整備促進を図ってきたところです。

施設入所者の地域移行の取組みから10年以上が経過し、施設入所者の約６割が障がい支援区分６、約５割が50歳以上と施設入所者の重度化・高齢化が進む一方、入所期間が10年以上の長期入所者が約６割となっており、地域移行者の割合も年々減少傾向にあります。



そうした状況も踏まえて、今後、施設入所者の地域移行を実現していくためには、（１）施設入所者本人の意思と選択に基づいたアプローチ（２）重度化・高齢化に対応した地域での受け皿づくり（３）相談支援事業所が行う地域移行支援などの施設入所者を地域につなぐための支援が重要です。

具体的には、施設入所者へのアプローチについては、圏域単位でコーディネーターを配置したり、グループホームや日中活動の場の空きスペースを活用して宿泊体験の場所を確保したり、入所施設と相談支援事業所・グループホームとの交流促進などが考えられます。

また、地域の受け皿づくりについては、重度障がい者を受け入れているグループホーム等に対して専門的助言を行うスーパーバイザーの確保や、グループホーム等のバリアフリー化や障がい特性に応じた環境整備などが考えられます。

さらに、施設入所者を地域につなぐための支援については、地域移行支援の経験のない一般相談支援事業所をスーパーバイズして支える仕組みづくりや地域移行支援に係る報酬改善などが考えられます。

その他、専門性の向上の観点から障がい種別に特化して地域移行支援に取り組んだり、施設入所者を地域の一員であることを地域の人々に認識してもらうために、入所施設を地域に開いていくことなども、併せて考えていく必要があります。

**コラム**

　地域生活支援拠点等の整備促進

平成28年10月に「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて―報告書」をとりまとめ、地域生活支援拠点等の整備にあたっての課題を整理して整備モデル案を市町村に提示しましたが、平成30年３月末時点では６市の整備に留まっていました

そこで、平成30年11月に大阪府障がい者自立支援協議会内に基盤整備促進ワーキンググループを再度立ち上げ、まず「緊急時の受入・対応の体制づくり」に着手し、地域の実情に合わせて段階的に取り組むことを市町村に提案しました。

緊急時の支援を適切かつスムーズに行うためには、事前に障がい特性や障がい福祉サービスの利用状況等を把握しておく必要があり、そのためには、緊急対応が必要となる可能性の高い障がい者をピックアップして登録を働きかけて市町村や基幹相談支援センターで一元的に管理したり、自立支援協議会等を通じて、地域の社会資源（短期入所・グループホーム・居宅介護支援・施設入所支援）の空き情報や特色を把握することなどが考えられます。

その他にも、市町村が地域生活支援拠点等の整備にあたって、解決すべき課題があります。

具体的には、特定相談支援事業所のみに認められている地域生活支援拠点等における緊急時のコーディネートに係る報酬加算について、基幹相談支援センターにも対象拡大を図ることが考えられます。併せて、特定相談支援事業所が適切なケアマネジメントを行うための報酬も必要と考えられます。

緊急時の受入先である短期入所については、レスパイト等の定期利用で慢性的に満床状態となっている場合が多く、緊急時の利用が難しい現状があります。そのため、空床確保のための体制整備やグループホーム・特別養護老人ホームの短期入所等の地域の社会資源の空きスペースを最大限活用するなどの柔軟な受入体制の確保や日頃利用している事業所の職員の緊急時対応の仕組みなどが必要と考えられます。

さらに、緊急時の受入先や体験の場・生活の場といった受入側では、医療的ケアの必要な障がい者、行動障がいを有する重度の障がい者の支援には専門的な知識、技能を持つ職員配置が必要となるとともに、地域生活支援拠点等においてコーディネートや地域の体制づくりの中核を担う相談支援事業所においても必要なケアマネジメント能力が求められることから、相談支援、強度行動障がいの状態を示す方への支援、医療的ケア、高次脳機能障がい等の専門性を高めるための研修の充実や、スキルを有する事業所によるスーパーバイズの仕組み等が必要と考えられます。

また、緊急時には地域生活支援拠点等で対応するものの、家庭で障がい者の生活を支えてきた家族の高齢化に伴って、いずれ家族と離れて生活すること等に備えて、障がい者がグループホームや一人暮らし等の今後の生活の場や日中活動の場を選択できるようにすることが求められることから、日中活動の場や施設の空きスペースや空き家等の活用による体験の場の確保、障がい特性に応じた環境整備等が必要と考えられます。

**コラム**

３．具体的な取組みと目標

　知って欲しい「高次脳機能障がい」

【高次脳機能障がいとは？】

　外見上わかりづらいことから、「見えない障がい」ともいわれる高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中などで脳が傷つくことで、認知機能や行動面に起こる障がいのことをいいます。脳の損傷部位によって症状はさまざまで、記憶障がい（新しいことを覚えられない）、注意障がい（長く集中して取り組むことが難しい）、遂行機能障がい（物事を計画的に進めることが難しい）、社会的行動障がい（感情や欲求のコントロールが難しい）の症状があらわれることがあります。その他に、失語症や易疲労性、病識欠如（自身に障がいがあることに気づかない）などの症状がみられることもあります。

このような症状は、リハビリテーションや、できなくなったことを他の手段で補完すること（代償手段の獲得など）、環境調整などによって、緩やかに回復していくと言われています。

また、それまでの生活（仕事、趣味、人間関係等）ができなくなって、「生きがいがなくなった」「将来に希望が持てない」などといったことを本人・家族共に感じやすい状況にあります。障がいを理解し、受け入れるには時間を要するため、安定した生活を送れるよう、長期的なサポートが求められます。

【高次脳機能障がいのある方に対する取組み】

　高次脳機能障がいのある方への支援に関する事業は、平成13年度から全国12の地方拠点機関と国立身体障害者リハビリテーションセンターが参画し始まった高次脳機能障害支援モデル事業により支援の枠組みが検討され、平成18年度から一般事業化されました。大阪府では、障がい者医療・リハビリテーションセンターを支援拠点として、相談、訓練、普及啓発、研修等に取り組んでいます。

支援拠点の訓練部門である大阪府立障がい者自立センターでは、医療リハビリテーションを終えた方に、入所・通所による訓練を行っています。高次脳機能障がいは、症状の個別性が高く、症状もさまざまですが、家庭や地域で自分らしい生活が送れるよう、多職種でアセスメントを行い、社会リハビリテーションとして、日常生活動作や生活能力の維持・向上をめざしたプログラムを提供しています。

大阪府では、これまでに蓄積した支援技法や専門的な支援ノウハウを活かし、府全体の支援力の底上げにつながるよう、関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修や事業所へのコンサルテーションにより展開を行っています。徐々にではありますが、高次脳機能障がいに対する認知と、その支援機関は増加していると思われます。一方で、診断ができる医療機関の確保や受傷後の後遺症を自覚できず支援につながっていない方の把握などの課題があり、取組みを進めているところです。

　支援拠点としては、こうした取組みが結実し、高次脳機能障がいのある方が、身近な地域でリハビリテーションや相談の機会を得られること、家庭や職場、地域で出会う周囲の方が、障がいの特性を理解し、ご本人の困りごとを聴きながら一緒に解決策を考えていただける社会になることを目指しています。

**コラム**

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 |
| （１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　１．入所施設からの地域生活への移行 |
| ○入所施設利用者の地域移行の推進（地域生活支援課、生活基盤推進課）　自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけるとともに、効果的な取組みについて、情報共有を図ります。　施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難であるものの、施設入所に至ることなく、地域で暮らし続けることができるよう、支援者のスキルアップなどの支援体制を充実するとともに、地域移行に向けた必要な情報提供や理解促進を行うなど市町村の地域生活支援拠点等の取組みを支援しつつ、グループホームの体験利用や人材育成等、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を行います。 | 目標値（令和５年度）・入所施設利用者の地域移行目標6.0％（令和元年度末時点の施設入所者数と比較）・入所施設利用者の減少目標1.6％減（令和元年度末時点の施設入所者数と比較） |
| 〇入所施設利用者への意向調査の実施（生活基盤推進課）入所施設から地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。 | 目標値障がい福祉計画策定前に実施次回調査時期：令和４年度末 |
| （１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　２．精神科病院からの地域生活への移行 |
| ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（生活基盤推進課）長期入院精神障がい者に対する地域移行支援を強化するため、専任の「地域精神医療体制広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、院内茶話会や退院促進ピアサポーターとの連携など地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組みを企画・実施し、対象者を市町村が設置する精神障がい者の地域移行について協議する場（自立支援協議会専門部会等）につなぎ、「保健・医療・福祉」による関係者同士の顔の見える関係を作り、地域の課題を話し合うとともに、病院だけで退院支援を行うことが困難な事案について伴走支援を行っていきます。　また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等の地域の関係機関（医療と地域生活）のつながりを構築するため、市町村及び障がい保健福祉圏域（保健所圏域）ごとに設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を支援します。都道府県の協議の場とあわせた重層的な連携により、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として自分らしい暮らしができるよう支援します。 | 目標値（令和５年度）１．精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数を316日以上とする２．１年以上長期入院者数を8,688人とする３．入院後３ヶ月時点の退院率は69％以上、入院後６ヶ月時点での退院率は86％以上、入院後１年時点での退院率を92％以上とする |
| （２）入所施設の今後の機能のあり方 |
| ○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課)　実地指導や集団指導を通じ、施設がより地域に開かれた運営を行うとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。　また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。 |  |
| ○府立障がい者支援施設の運営（地域生活支援課）砂川厚生福祉センターにおいて、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい（※）の状態を示す方など民間事業所で対応が困難な障がい者に対して、地域移行に向けたアセスメントと専門的な支援を行うとともに、新たな支援方策の研究や研修の実施など民間事業所の支援力向上に取り組みます。障がい者自立センターにおいては、高次脳機能障がい者に対して地域移行に向けたアセスメントと自立訓練を行うとともに、専門的な支援技法を蓄積します。また、これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について、障がい者自立相談支援センターにおいて、研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。（※）社会関係障がい：大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態 |  |
| ○府立福祉型障がい児入所施設の運営（地域生活支援課）府立こんごう福祉センターにおいては、老朽化による建替（令和５年４月予定）を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図ります。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組みます。 |  |
| ○施設職員等に対する研修の実施（福祉人材・法人指導課）　施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで各階層で実施します。 | 目標値委託研修受講者数１０，０００人/年（障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数） |
| （３）地域で暮らし続ける　１．グループホームなど住まいの確保 |
| ○障がい者グループホームの設置促進（生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課）　障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。　グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。 | 目標値（令和３年度から５年度）公営住宅のグループホームとしての活用２７７人分 |
| 〇グループホーム世話人等の資質向上（地域生活支援課、生活基盤推進課）　グループホームにおける支援の充実を図るため、他事業者の世話人同士の意見交換する機会等を提供するとともに、障がい種別ごとのさまざまな障がい特性に対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。 |  |
| 〇様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備（生活基盤推進課）　重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業の実施など、重度障がい者等が地域で安心して生活を継続できるよう、様々な困難事例に対応可能なグループホームの整備が促進されるよう検討を行います。 |  |
| ○公営住宅の障がい者向け募集の実施（都市居住課、経営管理課）　府営住宅については、公募戸数の概ね６割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図ります。　市町営住宅においても、「大阪府高齢者･障がい者住宅計画」に基づき、障がい者のいる世帯の優先入居等の促進を図ります。 |  |
| ○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進（都市居住課、経営管理課）▼府営住宅の取組み建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」「段差の解消」「広い廊下幅」などに取り組み、バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。また、建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者世帯向け住宅を供給します。既存住戸においては、バリアフリー化されていない全ての住宅（撤去予定のものを除く。エレベーターのない３階から５階の住宅も含む。）について、住戸内の段差解消や手すり設置などを計画的に進めます。また、団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化に努めます。さらに、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として全ての団地を対象としてエレベーターの設置を計画的に進めます。▼市町営住宅の取組み建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅におけるバリアフリー化、エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置や耐震化事業を促進します。▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組み建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅における屋外のバリアフリー化や耐震化事業を促進します。 | 目標値建替事業：8，000戸住戸内バリアフリー化事業：12,000戸団地内バリアフリー化事業：７団地中層エレベーター設置事業：2,650基車いす常用者世帯向け住宅整備事業：170戸※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成28～令和７年度）に基づく目標値 |
| ○民間賃貸住宅への入居促進（都市居住課・建築振興課）▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、 今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用　「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供「Osakaあんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。 | 目標値・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」20,000戸（令和７年度）・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合：100％（令和7年度） |
| ○住宅のバリアフリー化に対する支援（都市居住課、生活基盤推進課）　「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、バリアフリーに関する研修を実施する等、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。　また、重度障がい者等が、安心して生活できるよう、住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。 |  |
| ○生活福祉資金（住宅貸付）の貸付（地域福祉課）　障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。 |  |
| （３）地域で暮らし続ける　２．必要な福祉サービスの確保 |
| ○地域生活支援拠点等の運営（生活基盤推進課）障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりの取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。また、広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策を検討します。 | 目標値（令和５年度）各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を確保しつつ、年１回以上運用状況を検討、検証する。 |
| ○生活訓練・指導の実施（自立支援課）　障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、音声機能障がい者発声訓練事業その他身体障がい者生活訓練事業などの家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。 |  |
| ○在宅難病患者一時入院事業の実施（地域保健課）　在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に入院可能な病床の確保に努めるともに、介護者の新型コロナウイルス感染症等の罹患を想定し、入院期間を原則14日以内として実施します。 |  |
| ○リフト付き福祉タクシーの利用促進（自立支援課）障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。 |  |
| ○福祉有償運送の推進（地域福祉課）　社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。 |  |
| ○身体障がい者補助犬の普及促進（自立支援課）　障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。 |  |
| ○市町村との連携（障がい福祉企画課）　障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催など連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 |  |
| ○指定事業者等に対する指導等（生活基盤推進課）　指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。　また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。 | 目標値毎年、集団指導を実施 |
| ○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（障がい福祉企画課）障がい福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し、新たなニーズに対応した支援の充実・確保等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい福祉制度の円滑な推進を図ります。 |  |
| （３）地域で暮らし続ける　３．相談支援体制の強化 |
| ○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課）障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。　また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 | 目標値（令和５年度）全ての市町村で基幹相談支援センターを設置 |
| ○ケアマネジメントの推進（地域生活支援課）　障がい児者に寄り添ったサービス等利用計画の作成や、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングの実施や関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）相談支援専門員の養成・確保大阪府内で活動する相談支援専門員数2,500人 |
| 〇ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課）　市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。 | 目標値（令和５年度）市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数４３（すべての市町村） |
| ○大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課）　　大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。また、アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点（以下「発達支援拠点」という。）との地域連携の枠組みを作っていくことを検討します。▼相談支援事業▼コンサルテーション事業発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。▼普及啓発・研修事業医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。▼就労支援アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。　 | ≪参考≫サービス見込み量（令和３年度）相談支援　２，７５０件関係機関への助言　６５０件外部機関や地域住民への研修・啓発　５０件 |
| ○発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課）広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援します。▼大人への支援発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。　▼発達障がいがうかがわれる人への支援　　　当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組みます。 |  |
| ○難病患者に対する相談支援機能の充実（地域保健課）　大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。　また、令和３年４月の大阪難病相談支援センターの移転に向け、大阪難病医療情報センターや各保健所との更なる連携体制の強化を図り、相談事業等を充実させます。 |  |
| ○高次脳機能障がい者に対する支援（地域生活支援課）　高次脳機能障がい支援拠点として、先進事例について情報を収集し、障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、地域移行を推進するとともに、専門的な支援ノウハウを蓄積します。また、こうした知見を活用し、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修や事業所へのコンサルテーションを展開することにより、府全体の支援力の底上げを図ります。　 |  |
| 〇地域生活定着支援センターの運営（地域福祉課）　地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所の生活環境調整への協力（コーディネート業務）や受け入れた施設等へのアフターケア（フォローアップ業務）や刑務所等を出所した方への福祉的な助言（相談支援業務）などを実施します。 |  |
| （３）地域で暮らし続ける　４．自立支援協議会の機能強化 |
| ○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援（障がい福祉企画課）　自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。　また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。 | 目標値（令和５年度）・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置 |
| ○大阪府障がい者自立支援協議会の運営（障がい福祉企画課）　大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。　また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。 |  |
| （３）地域で暮らし続ける　５．地域福祉の視点 |
| ○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映（地域福祉課）　地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。 |  |
| ○市町村における包括的な支援体制の構築（地域福祉課）広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、市町村における包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、取組事例の提供や助言・サポート等を行い、市町村を支援します。　また、障がい者等支援を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。さらに、CSWや障がい者相談支援事業所等地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。 |  |
| ○福祉基金による助成（地域福祉課）　地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業（障がい者や高齢者、児童などへの支援等）に助言を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。　また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、講演会開催や社会参加促進等の従来の社会福祉活動が、リモート、webの活用等へと変化していくことも想定し、創意工夫を凝らした活動がこれまで以上に実施できるよう、支援の充実を図ります。 |  |
| （３）地域で暮らし続ける　６．障がい者に対する住民の理解 |
| ○施設コンフリクトの解消（人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課）　「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこった施設コンフリクト解消に向けた取り組みを継続・強化します。　人権局ホームページの活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。　また、指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導します。　なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。 |  |
| （３）地域で暮らし続ける　７．福祉サービスを担う人材の確保 |
| 〇介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み（福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、障がい福祉室）　介護ロボットの導入促進、ＩＣＴを活用した業務効率化や表彰の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。　福祉人材支援センターを活用したマッチング力の向上や地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる取組みを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。 |  |
| ○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成（福祉人材・法人指導課、地域生活支援課）身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定し、養成するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、障がいの理解を深め、ニーズに応じた適切なサポートができる技能を向上するための研修を実施します。　また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー（全身性障がい、知的障がい及び精神障がい）を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。 | 目標値介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー）を対象とした研修を毎年１回実施 |
| ○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施（子育て支援課）　府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。 | 目標値保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年１回実施（年１００名以上受講） |
| ○精神保健福祉関係機関職員研修の実施（地域保健課）　精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回（ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回）実施するとともに、自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施します。 | 目標値（令和８年度）精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年３回（ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各１回）実施自殺対策研修・依存症対策研修を年各１回以上実施 |
| ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（地域生活支援課）　事業所や施設において、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングを実施し、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成、サービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。 | 目標値サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（２日課程）を実施 |
| ○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修、実践研修）（地域生活支援課）　強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な支援を行う職員や適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる人材を養成します。 | 目標値強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施 |
| （４）まちで快適に生活できる |
| ○福祉のまちづくりの推進（建築企画課）大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」（平成24年11月設置）等を開催します。 |  |
| ○府有建築物の福祉整備の推進（建築企画課、公共建築室計画課）　不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。 |  |
| 〇府営公園の整備（公園課）　高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくりを促進するために障がい者等の人々に配慮した公園づくりのために改修を実施します。 |  |
| ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進（建築企画課）　駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に促進します。 | 目標値令和元年度末時点の実績（32市１町、136地区）を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす |
| ○交通安全施設等整備事業の推進（道路環境課）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を実施します。 | 目標値・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路について、移動等円滑化を実施・府管理道路の特定道路指定地区数　５５地区（５２．５０㎞）（H20年度指定）５０地区（３５．３９㎞）（R1年度指定） |
| ○バリアフリー対応型信号機の整備（府警本部交通規制課）　主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置等の整備を促進します。 | 目標値（令和８年度まで）「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施 |
| ○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築企画課）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針を踏まえ、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。 | 目標値バリアフリー法の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進指針を踏まえ、鉄道駅等の構造等の制約条件を考慮し、可能な限り移動等円滑化を実施 |
| ○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課）事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、国からバリアフリー施策の取組等について説明するとともに、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。また、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる駅を対象に国、地元市と協調して補助を行う制度を創設しており、今後とも、可動式ホーム柵整備の促進を図ります。さらに、鉄道事業者等と連携し、駅ホームにおける安全向上のための啓発活動に取り組みます。 |  |
| ○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築企画課）車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。　また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車の抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。 |  |
| ○まちのバリアフリー情報の提供（建築企画課）　鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。 |  |